

液化アンモニア仕様書

本仕様書は、秋田市総合環境センターの溶融施設で使用する液化アンモニアの購入について適用するものとする。

1 一般事項

- | | |
|---|--------------------------------------|
| (1) 品名 | 液化アンモニア |
| (2) 用途 | 排ガス中の窒素酸化物およびダイオキシン類の除去 |
| (3) 納入場所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
秋田市総合環境センター 溶融施設 |
| (4) 契約期間 | 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで |
| (5) 規格 | 純度99.9%以上、水分0.05%以下 |
| (6) 納入荷姿 | 専用1,000kgボンベ |
| (7) 一回当たり平均発注量 | 2,000kg 程度 |
| (8) 最小発注単位 | 1,000kg |
| (9) 平均発注頻度 | 1～2回/月 程度 |
| (10) 予定使用量 | 30,000kg |
| (11) 受入設備 | 1,000kg専用ボンベ架台4台分および専用ホイス |
| (12) 同等品を不可とする。(当該品は、溶融施設の排ガス中の窒素酸化物およびダイオキシン類の除去に最も優れているため。) | |

2 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および高圧ガス保安法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、初回納入前までに、SDS(安全データシート)を提出すること。
- (3) 受注者は、納入ごとに薬剤の成分分析表を提出すること。
- (4) ボンベは、受注者が貸与すること。
- (5) 当施設のボンベ吊り具、ボンベ台および接続ホースに対応できるボンベを納入すること。
- (6) ホイスの操作は秋田市で行うものとするが、その他納入作業は、受注者の責任で行うこと。
- (7) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合は、受注者の責任で修理および復旧すること。
- (8) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。
- (9) 最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (10) 代金の支払いについては、契約業者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。